

『専門家派遣』 企業募集

 無料

働き方改革関連法の
対応について
知りたい。

こんな時は
専門家に相談してみませんか？

「同一労働同一賃金」って
何をしたらいいの？

育児・介護休業規程を
作りたいのだけど…



病気治療と
仕事の両立の
ポイントは？

中小企業の経営者・人事労務担当者の皆さん、困りごとはありませんか？

東京都では職場環境の整備について、専門家（社会保険労務士・中小企業診断士）を**無料**で派遣します!!

どのような相談ができるの？

- ①育児と仕事の両立推進のこと
- ②介護と仕事の両立推進のこと
- ③病気治療と仕事の両立推進のこと
- ④正規労働者と非正規労働者との間での不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）のこと
(パートタイム・有期雇用労働法の適用に向けた取組に限る)

- ⑤(④を除く)非正規労働者の雇用環境の改善のこと
- ⑥働き方・休み方の改善のこと
- ⑦その他雇用環境整備の推進のこと

派遣期間

派遣を決定してから令和3年3月31日（水）まで

※取組内容が異なる場合は、募集期間内に複数回申し込みをすることができます。

派遣回数

- ・原則最大5回
 - ・「④正規労働者と非正規労働者との間での不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）に関するこ」に取り組む場合、最大8回
- ※必須項目を実施していただきます。

1回あたりの派遣時間

原則2時間以内

募集期間

令和2年4月1日（水）から令和3年1月29日（金）まで

※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

過去に実際にあった取組事例は次ページへ！

専門家派遣の流れ



申込

都内本社所在地(または都内事業所)を管轄する東京都労働相談情報センター・各事務所へ、必要書類を郵送または持参でご提出ください。

職場事前訪問

東京都の職員が、課題等についてヒアリングを行います。

派遣決定

専門家の派遣を決定し、通知します。

専門家訪問

専門家が企業に伺い、助言を行います。

派遣の終了

取組結果を報告してください。

※申込から専門家派遣までは、おおむね1か月程度かかります。
(応募状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。)

取組事例

こんなお悩みはありませんか?
専門家と一緒に解決しましょう!!



従業員が10名以上になったため、就業規則を作りたい。

設立 당시에 就業規則を作ったきりなので見直しをしたい。

正規社員と非正規社員の待遇差の解消に取り組みたい。

残業時間の削減・年次有給休暇の取得促進のためのアドバイスがほしい。

部下の労働時間をきちんと把握し、管理していくたい。

育児・介護休業規程を作りたい。

女性が活躍できる職場環境にしたい。

在宅勤務やテレワークを取り入れたい。

病気治療中の社員が働き続けられる環境を整えたい。

人事考課制度やストレスチェック制度について知りたい。

パート用の就業規則を整備したい。

無期転換ルールについて知りたい。

正社員転換制度の導入を考えている。

雇用契約書を作成したい。

社員の能力を高めるための教育訓練制度を整備したい。

従業員が長く働き続けることができるよう職場環境を整備したい。

など

Q & A

Q 本当に無料ですか？

A 企業の負担は一切ありません。専門家への支払いは東京都が行います。



Q 「申込」にはどのような書類が必要ですか？

A 申込に必要な書類は「申請書」と「働きやすい職場環境づくり推進取組計画」の2枚です。
(様式はHPからダウンロードできます)
※派遣終了後に報告書とアンケートを提出していただきます。

Q 「職場事前訪問」では何をするのですか？

A 申請内容の確認や、企業の雇用環境についての簡単な質問をさせていただきます。
特に用意するものはありません。

Q 顧問の先生がいますが、その方を指名できますか？

A 可能です。ただし、東京都社会保険労務士会または一般社団法人東京都中小企業診断士協会の会員である先生に限ります。顧問の先生を指名する場合は、顧問契約業務外の事項について取り組んでください。
※顧問契約書の写しをご提出ください。※申請前に、直接申請企業が顧問の先生の内諾をお取りください。

Q 「④正規労働者と非正規労働者との間での不合理な待遇差の解消(同一労働同一賃金)に関することに取り組む場合の必須項目とはどのような内容ですか？」

A 待遇に違いを設けている理由の確認・考え方の整理等に取り組んでいただきます。他の必須項目等詳細は東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」
(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp>)をご覧ください。

利用企業の声

現 状

情報通信業

労務管理に関する知識が少なく、就業規則の整備がされていない状態である。

取組み

製造業

正社員用就業規則、パートタイマー用就業規則の作成

結 果

労務管理の知識を深めることができた！今後も有効に活用し、従業員のモチベーションアップを図りたい。

従業員の育児介護に関する社内制度の認知が低く、利用者も少ない。

育児・介護休業規程の改訂、年次有給休暇の時間単位取得の整備

育児や介護の状況に合わせた働き方が選択できるようになった。

■そのほかにも…

就業規則の作成

アルバイトの処遇について迷うことが多かったが、人事労務管理について勉強できるいい機会だった。

(医療,福祉)

正社員転換制度・賃金テーブルの導入

制度を導入したことにより、従業員により安心して働いてもらえるようになった。
(生活関連サービス業)

人事評価制度の作成

日々の業務を従業員とともに見直すことで、公平な評価を行うことができるようになった。
(建設業)



申 請 要 件



申請を希望する企業(個人事業主も含む)は、下記の要件を満たしていることが必要です。

- (1)都内で事業を営んでいること。
- (2)常時雇用する労働者の数が300人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること。
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (4)暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (5)働きやすい職場環境づくり推進取組計画を策定し、取組の実施を予定していること。

※東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を当該年度に利用したこと(または当該年度中に利用する予定)があり、その奨励を受けた(または受けた)事業の内容と、取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。

※企業等及び企業等の代表者が、過去に同内容でこの専門家派遣を利用したことがある場合は対象外とします。

お 問 い 合 わ せ ・ 申 請 窓 口

事務所	住所	電話番号	管轄地域
労働相談情報センター(飯田橋)	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	03(5211)2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ
大崎	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階	03(3495)4872	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
池袋	豊島区東池袋4-23-9	03(5954)6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀戸	江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ7階	03(3682)6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
国分寺	国分寺市南町3-22-10	042(323)8518	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西多摩郡
八王子	八王子市明神町3-5-1	042(645)7450	八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稻城市

※詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ

「TOKYOはたらくネット」(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp>)をご覧ください。



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。

詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

過去に専門家派遣を利用された企業を紹介しています！

取組事例集のご案内

TOKYOはたらくネット → 働く環境の改善 → 働きやすい環境づくりの支援 → 専門家派遣事業

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shiryo/try_jirei/